

## 京都府慢性期医療協会会則施行規程

### （会員種別）

第1条 京都府慢性期医療協会会則（以下『会則』という。）第5条第1項に規定する正会員は、療養病床、介護療養型老人保健施設および介護医療院等を有する施設とする。

### （入会等）

第2条 会則第6条第1項の規定に基づき京都府慢性期医療協会（以下『本会』という。）に入会しようとする者は、会員種別に応じ、様式第1または第2に定める入会申込書を会長に提出することにより行わなければならない。

2 正会員は、承認病床数およびベッド数の変更、住居表示の変更等があった場合は、様式第3に定める病床数等変更届を遅滞なく会長に提出しなければならない。

### （退会等）

第3条 会員が本会を退会しようとするときは、様式第4に定める退会届を遅滞なく会長に提出しなければならない。

### （会員の変更）

第4条 会員に変更のあった場合には様式第5に定める会員変更届を遅滞なく会長に提出しなければならない。

### （会員名簿）

第5条 会員名簿は毎年12月31日の在籍会員をもって作成する。

### （雑 則）

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

## 附 則

1. 本協議会設立時に限り理事等の役員は会則第13条にかかわらず、設立時の発起人会でこれを定める。
2. この規程は、平成10年11月6日から施行する。
3. 本規程は、平成16年3月20日付をもって、改正する。
4. 本規程は、平成18年3月11日付をもって、改正する。
5. 本規程は、平成22年2月27日付をもって、改正する。
6. 本規程は、平成26年3月29日付をもって、改正する。
7. 本規程は、平成30年3月24日付をもって、改正する。